

砥部町区長表彰規程

平成17年1月1日

砥部町告示第3号

(趣旨)

第1条 砥部町区長の表彰については、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において区長とは、砥部町区長設置条例（平成17年砥部町条例第9号）に定める行政区で区長として推薦を受け、砥部町区長会（以下「区長会」という。）に加入している者をいう。

(表彰の条件)

第3条 表彰は、区長として区長会に加入し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから町長が行う。

(1) 10年以上区長を務め、その功労顕著である者

(2) 区長で、その功労が特に顕著であり、かつ、町長の認めた者

(加入期間の計算)

第4条 前条第1号に該当する者の加入期間の計算は、次の各号による。

(1) 加入期間は、区長に就任した日の属する月から表彰の日又は区長会を脱会した日の属する月までの期間とし、1年未満の端数が生じたときは、6月未満はこれを切り捨て、6月以上はこれを1年として計算する。ただし、端数が6月未満の場合であっても、町長において特別の理由があると認めたときは、1年に切り上げて計算することができる。

(2) 加入期間が中断したときは、前後の期間を通算する。

(表彰日)

第5条 表彰は、毎年4月の区長会時に行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、原則として町長が表彰状と記念品を授与して行う。

(区長会脱会者に対する適用)

第7条 この告示による表彰は、第3条に該当する者が区長会を脱会した後においても行うことができる。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。